

# 令和6年度 歳末たすけあい贈呈金配分申請のご案内

## 歳末たすけあい贈呈金って？

市民の皆さまから寄せいただく「歳末たすけあい募金」は、新たな年を迎える時期に、在宅で支援を必要とする方に対して贈呈金として配分する事業のことで



## 1. 配分対象となる方・提出書類について (申請同意書は社協だより6ページにあります)

### 1 満75歳以上のひとり暮らし高齢者で、市民税非課税の方

(但し、同一敷地内での別棟に身内がいる方や同一世帯において世帯分離登録している方は除く)

**提出書類** ①申請同意書 ②非課税証明書 (1月2日以降に他市町村から守谷市に転入された方のみ)

### 2 満19歳以上の障がい者で、市民税非課税の方

ア 身体障がい者手帳 1・2級 イ 療育手帳 ㉠・A

ウ 精神障がい者保健福祉手帳 1級・2級

**提出書類** ①申請同意書 ②ア・イ・ウのいずれかの手帳のコピー (氏名・等級が分かる部分)  
③非課税証明書 (1月2日以降に他市町村から守谷市に転入された方のみ)

### 3 満18歳以下の障がい児

ア 身体障がい者手帳 1・2級 イ 療育手帳 ㉠・A

**提出書類** ①申請同意書 ②ア・イのいずれかの手帳のコピー (氏名・等級が分かる部分)

### 4 交通事故により、父母もしくは養父母の一方または双方が亡くなられた18歳以下 (高校3年生まで対象) の交通遺児

**提出書類** ①申請同意書 ②交通遺児状況調査票  
→社協窓口配布またはホームページよりダウンロード

### 5 令和6年10月1日現在、準要保護世帯 (教育委員会より準要保護児童・生徒認定され、就学援助を受給している中学生以下の生徒・児童のみ)

**提出書類** ①申請同意書 ②準要保護児童・生徒認定通知書のコピー  
→きょうだいがいる場合はそれぞれの通知書のコピー

## 2. 贈呈金の配分について

①申請締切後、審査をおこない、非該当の方のみ通知をお送りします

②贈呈金額は、今年度の歳末たすけあい募金額により決定します

③贈呈は、12月中旬以降に、地区担当民生委員・児童委員を通じてお渡しします

次の方は対象外となります

①令和6年10月1日現在、生活保護を受給している世帯

②入院・入所により3か月以上自宅に生活拠点がない方

注意事項

①年齢は令和7年3月31日現在

②個人の重複申請はできません

③令和6年10月1日現在、守谷市の住民基本台帳に登録している方が対象

提出期限 (令和6年)

**11月8日 (金) 消印有効**

申請同意書・各提出書類を、下記事務局へ郵送または窓口にてご提出ください。

申請期限を過ぎたものは受付できませんのでご注意ください。



○発行・編集：〒302-0116 守谷市大柏954-3

いきいきプラザ・げんき館 守谷市社会福祉協議会事務局

電話 0297(45)0088 FAX 0297(48)5554

H P <http://www.moriya-shakyo.com>

Eメール [shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp](mailto:shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp)

